

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(保健医療課)

一

訓令

岐阜県公有財産事務処理規程の一部を改正する訓令

(管財課)

二

規則

号外(一) 令和四年六月一日

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六十三年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第三号」を「同項第三号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

別記第十九号様式注第一号に次のただし書を加える。
ただし、マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合には、添付は不要です。

別記第十九号様式注第二号中「年金証書等」を「マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合又は年金証書等」に、「又は特別障害者給付金受給資格者等」を「若しくは特別障害者給付金受給資格者証等」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第十九号様式により作成され

ている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の別記第十九号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十四号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公有財産事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公有財産事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県公有財産事務処理規程(昭和四十九年岐阜県訓令甲第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の各号」を削り、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 取得しよつとする財産が著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第一号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合にあつては、同法第十七条第一項に規定する著作権又は著作者人格権(以下「著作権等」という。)に関する事項

第四条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「契約書案」の下に「取得しよつとする財産が著作物に該当する場合にあつては、著作権等について相手方と合意した事項を明記したもの」を加え、同項第四号中「場合」の下に「にあつて」を加える。

第五条第一項中「の各号」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 取得しよつとする財産が著作物に該当する場合にあつては、著作権等に関する事項

第五条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「契約書案」の下に「取得しよつとする財産が著作物に該当する場合にあつては、著作権等について寄附申込者と合意した事項を明記したもの」を加え、同項第五号中「場合」の下に「にあつて」を加える。
附 則
この訓令は、令和四年六月一日から施行する。

令和四年六月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社